令和3年度 第5回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月23日(月) 9時55分~10時30分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員

公益代表 中村 玲子 藤本 真理 前田 茂樹 安井 広伸 労働者代表 浅野 啓介 伊藤 久志 太田 美子 高津 健一 前田 良彦 使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己

4 議題

(1) 令和3年度三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について

5 開 会

(賃金係)

定刻より少し早いですが、令和3年度第5回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認についてでございますが、本日、三好委員と宮路委員から 事前に欠席とのご連絡をいただいておりまして、15名中13名の方がご出席していた だいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしておりますので有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長からご挨拶を申し上げます

(局 長)

おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(局 長)

本日もお忙しい中蒸し暑い中でございますけれども、デルタ株による感染拡大に 歯止めがかからない中ですね、第5回目の三重地方最低賃金審議会にご出席いただ き、誠にありがとうございます。 三重県最低賃金の改正につきましては、前回の審議会におきまして、各委員の皆様のご尽力によりまして、1時間902円というご答申をいただいたところでございます。改めて深くお礼を申し上げます。

この答申について、異議申出の公示を行いましたところ、2件の異議の申出がございました。

本日は提出されました異議申出につきまして、当審議会のご意見を求める諮問を させていただき、ご審議をお願いできればと考えているところでございます。よろ しくお願いします。

この後、予定されております特定(産業別)最低賃金の改正に関する審議につきましても、引き続き、新型コロナの収束が見えない中ではありますが、事務局といたしましても、刻一刻と変化する状況の変化に機動的に対応をしつつ、委員の皆さま方には、感染防止対策の徹底に十分ご留意いただきまして、引き続きよろしくお願い致します。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(賃金係)

ありがとうございました。

それでは議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長に行っていただく ことになっておりますので、安井会長、よろしくお願いいたします。

6 議 事

(1) 令和3年度三重県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出について

(会 長)

おはようございます。

(皆)

おはようございます。

(会 長)

普通ならお暑い中という言葉からはじまるのでしょうが、今年の夏は、異常気象といいますか、ここに来て梅雨末期のような状況が続いて各地で豪雨災害等も頻発をしているような状況でございます。

また、その中で新型コロナウイルスの感染状況も非常に悪化をしておりまして、 当地三重県におきましても連日 400 人を超える感染者が出ているということでござ います。

その結果、三重国体も中止の方向で動いているということでございますし、三重 県経済にとってはよろしくない状況が続いているのかなという感じでございます。 一刻も早くコロナの収束に向かっていただいて、労使一体となって産業界を盛り上げていっていただきたいというのが、私の願いでございます。

先ほど、局長からのご挨拶にもありましたように、本日は前回の審議会で結審をいたしましたものに対して異議申立が出たということでございます。それに対して慎重な審議をしていかなければなりません。本日も熱心な審議をよろしくお願いいたします。

では、令和3年度第5回三重地方最低賃金審議会を開催します。

議事に入る前に本審議会の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。

労側は 伊藤委員

使側は 大西委員

を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、令和3年度三重県最低賃金の改正決定 に係る答申に関する異議申出について事務局から説明をお願いします。

(賃金係)

異議申出についてですが、8月5日の本審にて1時間902円とする答申をいただき、同日、三重県最低賃金の改正決定に係る三重地方最低賃金審議会の意見に関する公示を、最低賃金法第11条に基づいて、8月5日から20日までを公示期間として行いました。

その結果、2件の異議の申出がございました。異議申出があった場合には、その 申出について審議会に諮問を行い、意見を求めなければならないこととなっており ますので、諮問させていただきたいと思います。

一局長から会長に「諮問文」を手交する。 一

(会 長)

只今、三重労働局長から諮問文を頂戴いたしました。 その諮問文を事務局の方で朗読して下さい。

(賃金係)

諮問文の写しは資料1に添付させていただいておりますので、ご覧下さい。

- 賃金係、諮問文を朗読する。 -

(賃金係)

異議申出の内容は、資料2に写しを付けさせていただいております。異議の内容 について、申出日順に読み上げさせていただきます。

一 賃金係、2件分、読み上げ(全文) -

詳細につきましては、お手元の資料でご確認いただければと思います。 よろしくお願い致します。

(会 長)

ありがとうございました。

只今、説明がありましたように2件の異議申出が出ております。本日の審議会は、 これを如何に取り扱うか、という諮問でございます。

まず、審議をする前にその他、事務局から何かございますでしょうか。

(賃金係)

資料3をご覧ください。

本年度の全国の地域別最低賃金の答申状況について説明します。

47 すべての都道府県で答申がありました。その内訳は、32 円引上げが 1 局、30 円引上げが 2 局、29 円引上げが 4 局、目安額 28 円引上げが 40 局となっています。これらを踏まえて審議願います。

(会 長)

只今、全国の答申状況につきましても説明をいただいたところでございます。

我々審議会といたしまして、先般、本審で結審し、現行金額を 28 円引上げて 902 円という結論を出させていただいたわけですが、今回の異議について労働者側と使 用者側からそれぞれご意見を賜ればと思います。

まず、労働者側からお伺いいたします。如何でしょうか。

(太田委員)

今回の審議は、コロナ禍が長引いて最賃近傍で働く者の生活困窮度が増しているということで、また、その一方で先行きを見通す環境は確実に変化をしていまして、セーフティネットとなる最低賃金引き上げは、必要不可欠であるということ、また、人材流出の一因となる近隣県との金額差特に愛知とは53円で、これを縮めたいという思いで審議で主張をしてまいりました。

審議の結果ですけれども、合意に至らずということで、公益見解28円ということで決定されましたが、先ほどの異議申出書の中にもありましたが、902円で仮に年間2,000時間働いたとしても年収180万強ということになりまして、200万円にすら届かない状況です。

状況変わっておりません。

これではまだ安心して生活できる水準に達していないと考えております。

4回の金額審議を、専門部会を開いて金額審議の結果、労使の意見の合意に至らない中で、公益の見解を出していただきました。

その中での改定でございますので、また、今年につきましては、地元中小企業・ 小規模事業所に与える影響を最小限に留めるためにということで、附帯文を答申書 の方に盛り込むということになっておりますので、今年度は、これ以上審議の必要 はないと思っているところでございます。以上です。

(会 長)

ありがとうございました。

使用者側のご意見伺いましょうか。

(別所委員)

今年度、先ほどもお話出ておりますが、前年に 28 円プラスで 902 円という答申が 出されてきております。

企業側といたしましては、中小・小規模事業者の立場から見た支払能力という点からは、非常に厳しい数字というのが、再三申し上げてきたところでございます。

また、特にここ一週間、県内の新型コロナウイルス感染陽性者発表状況を見ておりますと、この先、先が見えない状況ではございます。

ただ、今回の答申をするにつきまして、本会議、専門部会で十分議論を尽くした 結果の数字ということで、答申通りで進めていただければというのが今日の意見で す。

よろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

労使それぞれのご意見を受け賜ったところでございますが、もともと労使それぞれ立場が違うという中で、見解の相違はあるものの専門部会及び審議会で十分に審議を尽くした結論だということで、ご意見をいただいたものと判断をさせていただきました。

従いまして、この議題におけます異議申し立てにつきまして、当審議会の意見といたしましては、専門部会及び審議会において労使の立場を念頭におきつつ十分に審議を尽くしたものということで結論を出させていただきたいと思っております。

8月5日の改正決定の答申どおりの結論とさせていただきたいと思います。 皆様いかがでしょうか。

一 「異議なし」の声あり 一

(会 長)

特に異議ないようですので、賛否をいただき、決定させていただくことにいたします。

それでは、8月5日の改正決定の答申どおりの結論とすることに賛成の方、挙手 をお願いします。

はい、ありがとうございました。

採決の結果、全員賛成でございますので8月5日の改正決定の答申のとおり決定 させていただきます。

それでは、「令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。」との 答申としたいと思いますので、事務局で答申文のご準備をよろしくお願いします。 (賃金係) はい、承知しました。しばらくお待ちください。 (賃金係、4階賃金室に作成に上がる)

一 答申文(写)を配布 一

(会 長)

只今、答申文(写)を配布していただきました。 それでは、答申文を、事務局の方で朗読してください。

─ 賃金係、答申を朗読する。 ─

(会 長)

はい、ありがとうございました。 答申文は、このように決定したいと思います。 よろしいでしょうか。 それでは、答申をさせていただきます。

一 会長から局長に答申文を手交 一 (原本)

(会 長)

只今、本日の諮問に対して局長に答申をさせていただきました。 事務局からほかに何かございますか。

(室 長)

答申をいただき誠にありがとうございました。

只今の答申により、令和3年10月1日以降、三重県最低賃金が902円になることが、決定いたしましたので、今後は、周知をしっかりとやっていきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましても、引き続き、周知にもご協力いただければ幸いに 存じます。

また、次回の本審ですが、10月21日(木)午前11時から三重労働局地下会議室で、特定(産業別)最低賃金額の改正の答申を行うことを主な内容として開催させていただきたいと思います。

後日、改めてご連絡させていただきますが、日程の確保をよろしくお願いします。 (会 長)

只今、次回の審議会の日程の案内がございました。10月21日(木)午前11時からということですので、委員の皆さまには日程調整をよろしくお願いいたします。本日の答申をもちまして、三重県最低賃金の決定となったわけでございます。我々委員会としても、今年の大きな山場を乗り越えたというところでございます。

終わったと同時に特定(産業別)最低賃金の審議がまた始まってまいります。こちらの方も、これまでの状況を想像すると厳しい審議が続くものと予想されますけれども、また専門部会で審議を続けてまいりたいと思います。委員の皆さまの中には、また専門部会に携わっていただく方もございますでしょうが、委員の皆様にはご理解ご協力を賜ってまいりたいと思います。

繰り返しになりますが、新型コロナ感染症の拡大しておりますが、我々委員といたしましても十分な感染対策を取って過ごしていただきたいと思っております。十分気をつけてお過ごし下さい。

それでは、以上をもちまして令和3年度第5回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上